

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>定刻になりましたので 平成29年 第6回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番 大石委員、4番 諸富委員を指名しますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号28号 土地の所在は、安岐町瀬戸田 []、地目が田、面積が1,130㎡です。渡人は、安岐町下山口の [] さん、受人は、同じく安岐町瀬戸田の [] さんです。申請事由は、渡人は、高齢により農地の管理できないためと、受人は、以前から借り入れて耕作していた当該農地を譲り受ける。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号29号 申請地は、安岐町瀬戸田 [] 地目が田 面積2,054㎡ほか1筆で計2,104㎡です。渡人は、別府市石垣東の [] さん。受人は、安岐町瀬戸田の [] さんです。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できない。受人は、現在借りて耕作を行っている当該農地を譲り受ける。 売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号30号 申請地は、国東町原 [] 地目が田 面積1,842㎡ほか田が2筆の計田が3筆の5,918㎡です。渡人は、国東町原の [] さん。受人は、国東町原の [] さんです。申請事由は、渡人は、農業をやめるため。</p>

事務局

請については、全会一致で承認されました。

次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

議案第30号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。

申請番号10号、申請地は国東町来浦 [REDACTED]、地目は畑、面積は247㎡です。渡人は別府市鶴見の [REDACTED] さん、受人は国東町来浦の [REDACTED] さんです。用途は駐車場用地です。申請事由は、寺の駐車場が狭いので、隣接する農地を借りて駐車場として利用するため。賃借による地上権の設定です。

申請地は、寺と住宅と道路に囲まれた連担性のない生産性の低い小規模の農地であるため、第2種農地と判断しました。

次に申請番号11号、申請地は武蔵町池ノ内 [REDACTED]、地目は畑、面積が213㎡のほか畑が1筆の計2筆で559㎡です。渡人は武蔵町池ノ内の [REDACTED] さん、受人は国東町鶴川の [REDACTED] さんです。お二人は親子関係です。用途は住宅用地です。申請事由は、持家がないため父の所有する農地に住宅を新築するです。

申請地は東西と北を住宅に、南を市道に囲まれた連担性のない生産性の低い第2種農地と判断しました。

使用貸借による転用です。

次に申請番号12号、申請地は国東町富来浦 [REDACTED]、地目は畑、面積は106㎡です。渡人は、国東町富来浦の [REDACTED] さん。受人は国東町富来浦の [REDACTED] さんです。

用途は住宅用地です。申請事由は、持家がないので住宅を新築するです。申請地は東西と南を住宅に、北を防風林に囲まれた農地の連担性のない生産性の低い小規模の第2種農地と判断いたしました。売買による所有権移転です。

次に、申請番号3号です。この案件は1月に太陽光発電施設用地で承認した農地ですが、今回計画の変更の申請がございました。

申請地は国東町田深 [REDACTED]、地目が田、737㎡です。渡人は国東町田深の [REDACTED] さん。受人は武蔵町糸原の [REDACTED] さんです。

<p>議 長</p>	<p>■ さんです。用途は住宅用地です。申請事由は、太陽光発電を予定していたが、施工業者に日照不足を指摘されたため設置を断念した。不動産業を営んでいるので、代わりに賃貸用戸建住宅を2棟建設したいとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>議案第30号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局より説明がありました。ご意見ご質疑等ございましたらお願いします。</p>
<p>岐部委員</p>	<p>1 番岐部委員どうぞ。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>書類が揃っているのですが問題はないが、日照が悪いのは最初からわかっていたのではないか。賃貸住宅への変更ありきの申請だったと思える。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初から賃貸住宅での計画なら許可は出来たのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらは第3種農地なので基本的に転用可能です。そのため、推進委員の田口さんには今回意見を求めませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに何かご意見ご質疑等ございますか。ございませんか。ご意見ないようですので、採決にはいります。</p> <p>議案第30号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請、申請番号10号、11号、12号、及び3号について承認される委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>議案第30号は全会一致で承認されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第31号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第31号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。</p> <p>それではご説明いたします。</p> <p>利用権設定で総数は120筆、138,666㎡です。内訳は、田が113筆 135,509㎡、畑が7筆 3,157㎡です。</p>

<p>議 長</p>	<p>新規設定は61筆の67, 697㎡、更新設定は59筆の70, 969㎡です。内訳の地区別、個別については、設定内容別をご覧くださいと思います。</p> <p>それでは、議案第31号について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第31号について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第31号は、承認されました。</p> <p>次に、議案第32号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。配分計画総数は、田が9筆8, 351㎡です 借受者は、配分計画のとおりです。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第32号農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第32号について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第32号は、承認されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、議案第33号、農地所有適格法人に係る要件適格届について、事務局より説明願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>相続により地目が畑と判明したため、地目の変更を行いたいのので非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域外農地です。なお、こちらについては、無断転用ということで始末書を添付しております。以上です。</p> <p>農地法の規定による非農地証明、申請番号36号について、ご意見ご質疑等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第34号は、承認されました。</p> <p>以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>
------------	--

--	--